

報告 2 : 松本和久 (日本大学)

再論・新疆における地方民族主義—民族自決権の解釈を手がかりとして

1957 年から 58 年にかけて、新疆ウイグル自治区共産党委員会は、党の政策に批判的な少数民族幹部を糾弾する、反地方民族主義闘争を展開した。この闘争により、1,600 名以上が「地方民族主義分子」として認められ、そのうち多くの者が処分を受けたという点で、新疆の政治史上、重大な意義を有す。

この政治闘争に関して、政治過程や思想史から検討した先行研究が存在するが、民族幹部、党委員会の双方が、何を以て自らの主張の根拠としていたか、という点で、解明は不十分である。本報告では、『新疆日報』紙上で、双方がレーニンの民族自決権の解釈をめぐる論争を展開していたことに注目し、以下の二点より検討を行う。

第一に、レーニンの個人史における民族自決論の位置づけである。レーニンは当初、民族自決権を無条件に承認し、少数民族のロシアからの分離を支持していた。けれども、ロシア革命以後、レーニンはプロレタリアートの利益は民族自決権に優先するという論理から、事実上、民族自決権を否定し、スターリンもこの見方を継承した。つまり、レーニンの民族自決権は、前期の承認 (A) から後期の否定 (B) へと変化しているのである。

第二に、『新疆日報』における、民族自決論の利用の方法である。民族幹部は、一般論としての民族自決権 (A) に基づき、新疆の独立、漢族の排除等主張していた。これに対し、党委員会が利用したのは (B) であり、(A) を避けることで、論理の整合性を保とうとしている。また、党委員会は (B) を根拠として、民族幹部の主張を中国プロレタリアートの利益への侵害として批判した。

つまり、民族自決権の解釈をめぐる対立は、レーニンの思想の矛盾に起因しているものであり、双方が承認・否定の一面を利用したに過ぎない。ソ連では、民族自決権を有名無実化することで、多くの問題が生じたが、中国もまた同種の問題を経験したのである。